

西条市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、西条市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。
 なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、次までお問い合わせください。

◆西条市総務部職員課（Tel 0897（56）5151 内線 2142・2144）

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況（単位：人）

区 分	採 用	退 職	
		定 年	自己都合・勸奨 その他
一 般 行 政 職	0	9	19
技 能 労 務 職	0	1	1
病 院 事 業 企 業 職	7	0	23
計	7	10	43

（注）平成17年4月1日から平成18年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況（平成17年度）

種 類	試 験 区 分	内 容
西条市職員 採用試験	一般事務（上級）	〈1次試験〉
	土木技術（上級）	教養試験、専門試験
	建築技術	〈2次試験〉 作文、集団討論、個別面接
西条市立周 桑病院職員 採用試験	理学療法士	〈1次試験〉
	診療情報管理士	適性検査、専門試験、作文
	看護師	〈2次試験〉 個別面接

第 2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H18年3月31日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
17年度	115,913人	41,122,619千円	1,570,253千円	8,414,368千円	20.5%

(注) 人件費には、市長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

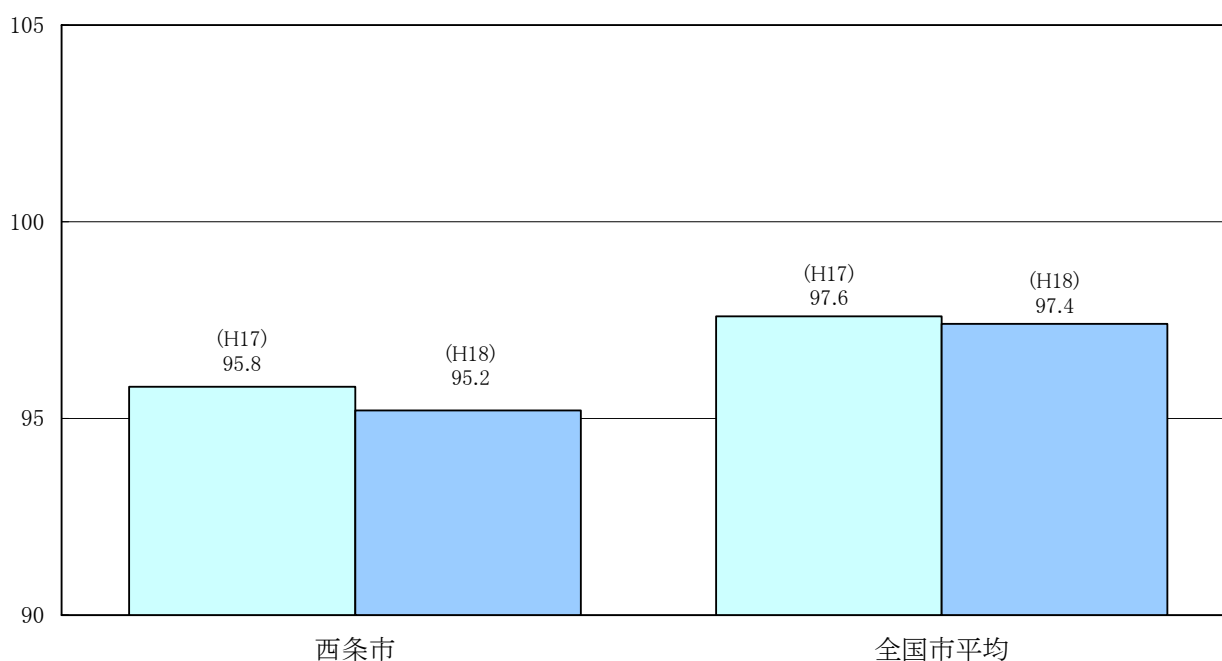
(2) 職員給与費の状況（平成17年度普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
17年度	993人	3,863,022千円	628,469千円	1,574,850千円	6,066,341千円	6,109千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は平成17年4月1日の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

ただし、国と各自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比率の状況の違い等によって、影響がでてくることもあります。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成18年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西条市	43.9歳	348,282円	398,083円
愛媛県	43.4歳	349,112円	433,823円
国	40.4歳	328,477円	381,212円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
西条市	45.8歳	249,216円	261,025円
愛媛県	45.7歳	318,229円	364,112円
国	48.4歳	286,500円	318,595円

(注) 「平均給料月額」とは、平成18年4月に支給された給料のほか、各種手当(扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など)を含めた額です。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区分		西条市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円	138,400円
技能労務職		127,700円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数16年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,533円	330,671円	350,645円
	高校卒	224,350円	284,800円	315,700円
技能労務職		198,633円	244,850円	245,333円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事 技師	43人	7.0%
2 級	主任	69人	11.2%
3 級	係長 主査	203人	33.0%
4 級	専門員	139人	22.6%
5 級	副課長	61人	10.0%
6 級	課長 主幹	67人	10.9%
7 級	副部長	18人	2.9%
8 級	部長	15人	2.4%
合 計		615人	100.0%

- (注) 1 西条市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 平成18年に9級制から8級制に変更しています。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	1,091人
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	7人
	比 率 B/A	0.6%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 条 市	愛 媛 県	国
1人当たり平均支給額 (平成17年度) 1,586千円	1人当たり平均支給額 (平成17年度) 1,773千円	—
(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当 (平成18年4月1日現在)

西 条 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
※退職手当調整額			※退職手当調整額		
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算			職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算		
※定年前早期退職特別措置			※定年前早期退職特別措置		
(2%~20%加算)			(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 2,210万円			1人当たり平均支給額 ー		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績 (平成17年度決算)	19,462千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)	57,923円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)	30.8%	
手当の種類 (手当数)	14	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
感染症防疫手当	感染症患者又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の搬送、消毒その他処理作業に従事した職員	1回 960円
救急手当(死亡人処理)	死体処理作業に従事した職員	1体 9,600円
〃 (行旅病人救護)	行旅病人の救護作業に従事した職員	1人 1,700円
〃 (傷病者)	救急車をもってする傷病者の救急作業に従事した職員	1人 320円
滞納処分手当(動産差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券の差押事務に従事した職員	1件 510円
〃 (その他の物件差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券以外の差押事務に従事した職員	1件 390円
〃 (物件引揚作業)	差し押さえた動産又は有価証券の引揚作業に従事した職員	1件 840円
税務手当(市税徴収)	外出勤務して市税の徴収事務に従事することを常態とした職員	月額 8,000円
〃 (市税賦課調査事務)	市税の賦課調査事務に従事することを常態とした職員	月額 4,200円
〃 (市税管理)	市税の管理業務に従事することを常態とした職員	月額 2,000円

社会福祉業務手当	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく事務に従事することを常態とした社会福祉主事又は査察指導員	月額 7,200円
指導介護手当	道前育成園、東予学園、明水荘、石燧園に勤務する職員	月額 5,300円
現場監督手当	屋外で作業現場の監督をすることを常態とした職員	1日 180円
犬猫等処理手当	犬・猫等の死体処理又は捕獲した野犬の処理作業に従事した職員	1件 910円
消防職員手当	消防業務に従事することを常態とした職員	月額 4,100円
潜水作業手当	潜水作業に従事した職員	1日 460円
高所危険手当	高所で行う消火作業等又は地上10メートル以上の高所における不安定な箇所での検査等の業務に従事した職員	1件 390円
用地買収交渉手当	用地買収の交渉業務に従事することを常態とした職員	1日 300円
有害物取扱手当	化学分析センターに勤務し、有害な物質の分析業務に従事することを常態とした職員	月額 6,000円
清掃作業手当	ひうちクリーンセンター又は道前クリーンセンターに勤務し、場内の清掃作業に従事することを常態とした職員	1日 300円

○支給職員数、支給額の多い手当：消防職員手当、救急手当、税務手当、社会福祉業務手当

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	226,476千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	277千円

(5) その他の手当（平成18年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	国の制度との異同及び異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円	同
	親族（子等）	
	1人目（配偶者が扶養親族） 6,000円	
	〃（配偶者が扶養親族でない） 6,500円	
	〃（配偶者がいない） 11,000円	
	2人目 6,000円	
3人目以降 5,000円	一部異 国 持家居住者 2,500円 （新築・購入から5年間）	
特定扶養加算（16歳～22歳） 5,000円		
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給 借家居住者 支給限度額 27,000円（家賃55,000円以上） 持家居住者 3,500円	

通勤手当	交通機関利用者（ＪＲ、バス等利用者） 負担している支給単位期間（最長６か月間） の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000円	同
	交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給	
	2 km以上 ～ 5 km未満 2,000円	
	5 km以上 ～ 10 km未満 4,100円	
	10 km以上 ～ 15 km未満 6,500円	
	15 km以上 ～ 20 km未満 8,900円	
	20 km以上 ～ 25 km未満 11,300円	
	25 km以上 ～ 30 km未満 13,700円	
	30 km以上 ～ 35 km未満 16,100円	
	35 km以上 ～ 40 km未満 18,500円	
	40 km以上 ～ 45 km未満 20,900円	
	45 km以上 ～ 50 km未満 21,800円	
	50 km以上 ～ 55 km未満 22,700円	
	55 km以上 ～ 60 km未満 23,600円	
	60 km以上 24,500円	

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給料月額又は報酬月額	期 末 手 当
市 長	913,000円	（平成17年度） 3.35月分 3.35月分 3.35月分 ○役職者加算 15%
助 役	721,000円	
収 入 役	647,000円	
議 長	456,000円	（平成17年度） 3.35月分 3.35月分 3.35月分 ○役職者加算 15%
副 議 長	393,000円	
議 員	366,000円	
退 職 手 当	市 長 助 役 収 入 役	≪算定方式、支給時期及び1期の手当額≫ 913,000円×在職年数×550/100 （任期毎）20,086,000円 721,000円×在職年数×400/100 （任期毎）11,536,000円 647,000円×在職年数×300/100 （任期毎）7,764,000円

（注）1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） (人)

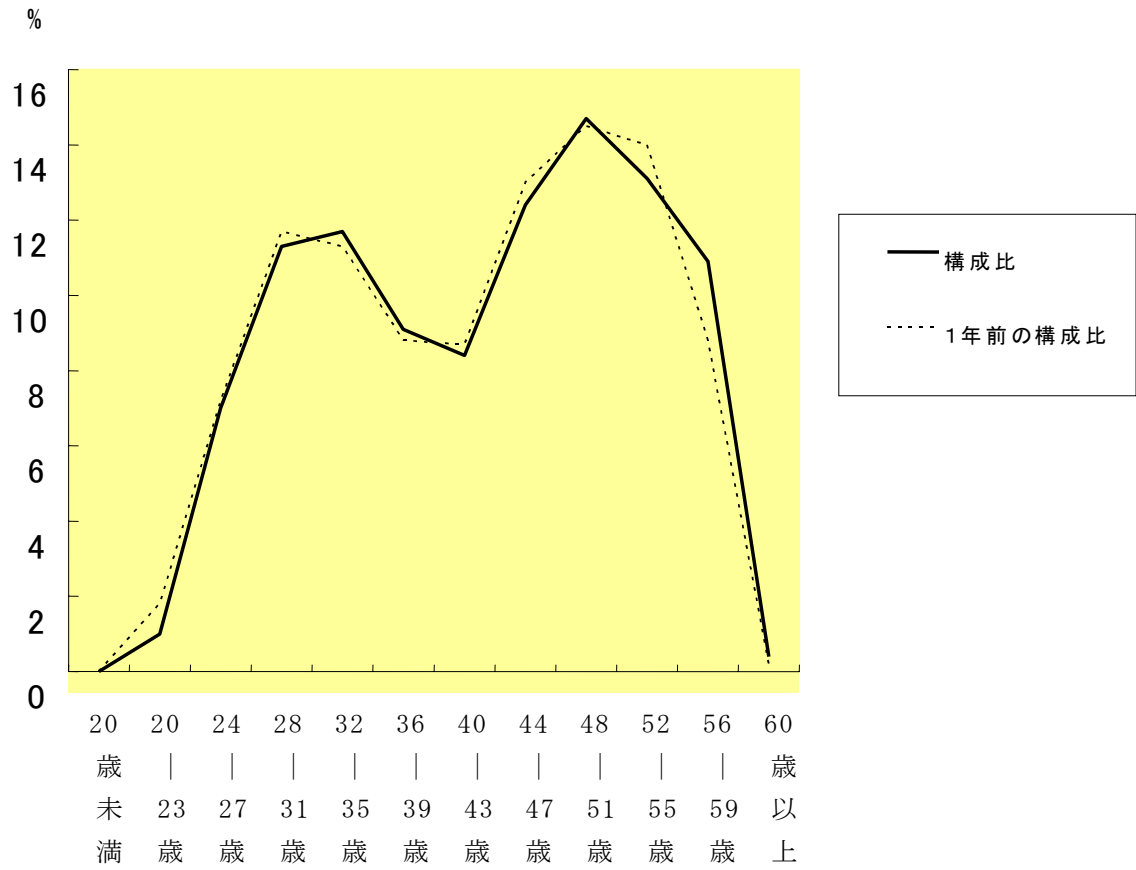
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成17年	平成18年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	8	▲ 1	事 務 の 統 廃 合 縮 小、退 職 不 補 充 等 に よ る
		総 務	176	188	▲ 12	
		税 務	59	55	▲ 4	
		民 生	207	200	▲ 7	
		衛 生	64	62	▲ 2	
		労 働	1	1	0	
		農 水	62	56	▲ 6	
		商 工	15	19	▲ 4	
	土 木	87	84	▲ 3		
		計	680	673	▲ 7	
	教 育 部 門		177	162	▲ 15	事 務 の 統 廃 合 縮 小、課 の 移 管 等 に よ る
	消 防 部 門		134	134	0	
	小 計		991	969	▲ 22	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院		268	264	▲ 4	事 務 の 統 廃 合 縮 小、退 職 不 補 充 等 に よ る
	水 道		25	25	0	
	下 水 道		30	29	▲ 1	
	其 他		64	62	▲ 2	
	小 計		387	380	▲ 7	
合 計			1,378 [1,427]	1,349 [1,427]	▲ 29 [0]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数(教育長1人を含む)です。地方公務員の身分を保有する休職者と派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上	
職員数 (人)	0	14	95	153	158	123	113	167	198	176	147	5	1,349
割 合 (%)	0.0	1.0	7.0	11.3	11.7	9.1	8.4	12.4	14.7	13.1	10.9	0.4	100.0



(3) 定員管理の数値目標

ア 平成16年11月1日から平成21年4月1日

職員数 平成16年11月1日	職員数 平成21年4月1日	純減数	純減率
1,409人	1,309人	100人	7.1%

○定員適正化計画の基本的考え方

合併のスケールメリットを最大限生かし、将来の本庁方式を見据えた組織機構の構築、事務事業の見直し、さらには指定管理者制度の導入などを行い、現行の住民サービスの質を維持しながら、さらなる行財政運営の効率化をめざすとともに、職員数の削減を図っていきます。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分 部 門		平成16年	平成17年	平成18年	平成17年～	(参考) 数値目標
		11月1日	1年目	2年目	平成18年 計	
一般行政	職員数	699	680	673	—	635
	増減	—	▲19	▲7	▲26(41%)	▲64
教育	職員数	178	177	162	—	158
	増減	—	▲1	▲15	▲16(80%)	▲20
消防	職員数	134	134	134	—	128
	増減	—	0	0	0(0%)	▲6
公営企業 等会計	職員数	398	387	380	—	388
	増減	—	▲11	▲7	▲18(180%)	▲10
計	職員数	1,409	1,378	1,349	—	1,309
	増減	—	▲31	▲29	▲60(60%)	▲100

- (注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)16年度の 総費用に占める 職員給与費比率
17年度	709,881千円	90,883千円	113,280千円	16.0%	14.8%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
17年度	19人	73,098千円	10,356千円	29,826千円	113,280千円	5,962千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
西条市水道事業	42.2歳	345,058円	369,354円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

西条市水道事業	西条市(企業職員除く)
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,570千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,586千円
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	(平成17年度支給割合) 左に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 左に同じ

②退職手当（平成18年4月1日現在）

西条市水道事業			西条市（企業職員除く）	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	左に同じ	
勤続25年	33.50月分	41.34月分		
勤続35年	47.50月分	59.28月分		
最高限度額	59.28月分	59.28月分		
その他の加算措置				
※退職手当調整額				
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算				
※定年前早期退職特別措置				
(2%～20%加算)				
1人当たり平均支給額 支給なし			1人当たり平均支給額 2,210万円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）		114千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		22,800円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		26.3%
手当の種類（手当数）		1
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
現場監督手当	屋外で作業現場の監督をすることを常態とした職員	1日 180円

④時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	1,922千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	160千円

⑤その他の手当（平成18年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同及び異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円	同
	親族（子等）	
	1人目（配偶者が扶養親族） 6,000円	
	〃（配偶者が扶養親族でない） 6,500円	
	〃（配偶者がいない） 11,000円	
	2人目 6,000円	
	3人目以降 5,000円	
特定扶養加算（16歳～22歳） 5,000円		

住居手当	月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 に対し、負担している家賃の額応じた額を支給 借家居住者 支給限度額 27,000 円	同																																																				
通勤手当	<p>交通機関利用者（J R、バス等利用者） 負担している支給単位期間（最長 6 か月間） の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000 円</p> <p>交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給</p> <table border="0" data-bbox="459 555 954 1099"> <tr><td>2 km 以上</td><td>～</td><td>5 km 未満</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>5 km 以上</td><td>～</td><td>10 km 未満</td><td>4,100 円</td></tr> <tr><td>10 km 以上</td><td>～</td><td>15 km 未満</td><td>6,500 円</td></tr> <tr><td>15 km 以上</td><td>～</td><td>20 km 未満</td><td>8,900 円</td></tr> <tr><td>20 km 以上</td><td>～</td><td>25 km 未満</td><td>11,300 円</td></tr> <tr><td>25 km 以上</td><td>～</td><td>30 km 未満</td><td>13,700 円</td></tr> <tr><td>30 km 以上</td><td>～</td><td>35 km 未満</td><td>16,100 円</td></tr> <tr><td>35 km 以上</td><td>～</td><td>40 km 未満</td><td>18,500 円</td></tr> <tr><td>40 km 以上</td><td>～</td><td>45 km 未満</td><td>20,900 円</td></tr> <tr><td>45 km 以上</td><td>～</td><td>50 km 未満</td><td>21,800 円</td></tr> <tr><td>50 km 以上</td><td>～</td><td>55 km 未満</td><td>22,700 円</td></tr> <tr><td>55 km 以上</td><td>～</td><td>60 km 未満</td><td>23,600 円</td></tr> <tr><td>60 km 以上</td><td></td><td></td><td>24,500 円</td></tr> </table>	2 km 以上	～	5 km 未満	2,000 円	5 km 以上	～	10 km 未満	4,100 円	10 km 以上	～	15 km 未満	6,500 円	15 km 以上	～	20 km 未満	8,900 円	20 km 以上	～	25 km 未満	11,300 円	25 km 以上	～	30 km 未満	13,700 円	30 km 以上	～	35 km 未満	16,100 円	35 km 以上	～	40 km 未満	18,500 円	40 km 以上	～	45 km 未満	20,900 円	45 km 以上	～	50 km 未満	21,800 円	50 km 以上	～	55 km 未満	22,700 円	55 km 以上	～	60 km 未満	23,600 円	60 km 以上			24,500 円	同
2 km 以上	～	5 km 未満	2,000 円																																																			
5 km 以上	～	10 km 未満	4,100 円																																																			
10 km 以上	～	15 km 未満	6,500 円																																																			
15 km 以上	～	20 km 未満	8,900 円																																																			
20 km 以上	～	25 km 未満	11,300 円																																																			
25 km 以上	～	30 km 未満	13,700 円																																																			
30 km 以上	～	35 km 未満	16,100 円																																																			
35 km 以上	～	40 km 未満	18,500 円																																																			
40 km 以上	～	45 km 未満	20,900 円																																																			
45 km 以上	～	50 km 未満	21,800 円																																																			
50 km 以上	～	55 km 未満	22,700 円																																																			
55 km 以上	～	60 km 未満	23,600 円																																																			
60 km 以上			24,500 円																																																			

(2) 病院事業

ア 職員給与費の状況

①決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)16年度の 総費用に占める 職員給与費比率
17年度	4,025,112千円	△184,377千円	1,795,098千円	44.6%	44.5%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
17年度	268人	1,046,059千円	323,039千円	426,000千円	1,795,098千円	6,698千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	41.9歳	564,002円	971,139円
看 護 師	40.9歳	313,815円	363,575円
事務職員	45.7歳	370,608円	418,511円

ウ 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

西条市病院事業	西条市（企業職員除く）
1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,590千円	1人当たり平均支給額（平成17年度） 1,586千円
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分	（平成17年度支給割合） 左に同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 左に同じ

②退職手当（平成18年4月1日現在）

西条市病院事業	西条市（企業職員除く）
水道事業における内容に同じ 1人当たり平均支給額 678万円	左に同じ 1人当たり平均支給額 2,210万円

③特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）	144,248千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	650千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	82.8%	
手当の種類（手当数）	7	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
精神科病棟勤務手当	精神科病棟で勤務する看護師又は准看護師	1日 200円
〃	精神科病棟で勤務する職員	1日 100円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	1日 230円
検査技術勤務手当	検査技術又はその補助に従事する職員	1日 200円
夜間看護勤務手当	深夜に勤務する看護師、准看護師（4時間以上）	1回 3,300円
〃	深夜に勤務する看護師、准看護師（2時間以上4時間未満）	1回 2,900円
〃	深夜に勤務する看護師、准看護師（2時間未満）	1回 2,000円
臨床研究手当	医師で、臨床及び医療研究に従事した職員	経験により 120,000～540,000円
深夜診療手当	午後10時から翌日の午前6時までの間に、直接診察に従事する医師	10分 500円
救急診療手当	宿日直勤務時間中において、当直の医師以外の医師で、救急業務に従事した医師	1件 2,000円

○支給職員数の多い手当：夜間看護勤務手当 支給額の多い手当：臨床研究手当

④時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	21,771千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	91千円

⑤その他の手当（平成18年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同及び異なる内容
扶養手当	水道事業における記載内容と同じ	同
住居手当	水道事業における記載内容と同じ	同
通勤手当	水道事業における記載内容と同じ	同

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間等

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	15分×2回	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類		休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	1年につき20日(20日以内の繰越があります。)
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 主な休暇 産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇など	産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産の日の翌日から8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日以内 子の看護 5日以内
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（平成17年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	20	—	20
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	20	0	20

（注）1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（平成17年度）

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	1	—	—	2	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	3	—	—	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0
合 計	3	1	0	2	8

（注）1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況（平成17年1月～平成17年12月）

	平均取得日数	平均取得率
全職員	7.5日	19.1%

2 育児休業等の取得状況（平成17年4月～平成18年3月）

（1）育児休業の取得状況

区 分	男性	女性
新たに取得した者	0人	30人
前年度から引き続き取得した者	0人	10人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	0人	2人

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成17年度）

自主研修	自己啓発研修、通信教育、自主研究グループ支援
職場研修	部署別接遇研修
基本研修	交通安全研修、人権・同和教育研修 ほか
専門研修	指定管理者制度研修、接遇研修、出納事務研修、文書事務研修 ほか
派遣研修	自治大学校、市町村アカデミー、愛媛県研修所、四国経済産業局 ほか
選択研修	産業情報支援センター、メンタルヘルス

2 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行うとともに、人材育成、能力開発等を図るべく人事評価制度を導入するため検討を行っております。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（平成17年度）

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	1,342,401千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	74,116千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	8,445千円
西条市職員福利厚生会への補助金	13,865千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害等の認定状況（平成17年度）

公務災害	通勤災害	計
4件	2件	6件

第 8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成17年度における公平委員会への措置要求の状況

平成16年度末 の係属件数	平成17年度中の 要求件数	平成17年度中の 終結件数	平成18年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

第 9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成17年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成16年度末 の係属件数	平成17年度中の 申立件数	平成17年度中の 終結件数	平成18年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。